徳島県告示第六百十号

、次のとおり届出があった。 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の五の二十第四項の規定により、指定障害児通所支援事業の廃止について

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

令和四年十月十八日

合同会社和美	名	
美	称	指定障害日
地四阿波市阿波	所	指定障害児通所支援事業者
が町小舎	在	業者
四 四 の	地	
ぴっぴ	名	指定
	称	障害児通所
五三 一	所	支援事業を
一成町水田堂ヶ湯	在地	指定障害児通所支援事業を行う事業所
池 一		
サービス   三十日児童発達支援   令和四日	支援の種類	障害児通所
令和四年六月	の受理日	廃止の届出
令和四年六月	年月日	廃
六 月	日	止